



2020年5月8日

各 位

上 場 会 社 名	リ コ ー リ ー ス 株 式 会 社 (コード番号 8566 東証第1部)
代 表 者	代表取締役社長執行役員 中村 徳晴
問 合 せ 先 責 任 者	取締役専務執行役員 川口 俊 (TEL 03-6204-0608)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第44回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制構築によりコーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るために、監査等委員会設置会社へ移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

2020年6月24日開催予定の第44回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ①監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制構築によりコーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、関連する規定の新設、変更および削除を行うものであります。
- ②事業推進、コーポレートガバナンス、監督機能の強化等により今まで以上の経営体制の構築を図ることを目的に、有為な人材の登用を可能とするため、取締役の員数を増加するものであります。
- ③本店の所在地を本社機能のある千代田区へ変更するものであります。
- ④取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会で定めた取締役が取締役会を招集し、議長となることができるよう変更を行うものであります。

⑤上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更を行うとともに、その他所要の変更を行う
ものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2020年6月24日

定款変更の効力発生予定日 2020年6月24日

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

リコーリース株式会社 人財本部 岡田、丸岡 TEL:(03)6204-0609

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 【条文省略】</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>江東区</u>に置く。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第 5 条【条文省略】</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000 万株</u>とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 <u>号</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 9 条 【条文省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 【現行どおり】</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>3. <u>【削除】</u>3. 会計監査人 <p>第 5 条【現行どおり】</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億 2,000 万株</u>とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 <u>項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 9 条 【現行どおり】</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売渡す</u>ことを請求することができる。</p> <p>第 11 条 【条文省略】</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第 13 条 【条文省略】</p> <p>(定時総会の基準日)</p> <p>第 14 条 【条文省略】</p> <p>第 15 条～第 18 条 【条文省略】</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当会社に<u>取締役 10 名以内を置く。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② 【条文省略】</p> <p>③ 【条文省略】</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 <u>当会社の</u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売り渡す</u>ことを請求することができる。</p> <p>第 11 条 【現行どおり】</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条 【現行どおり】</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 【現行どおり】</p> <p>第 15 条～第 18 条 【現行どおり】</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当会社の<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。</u></p> <p><u>②当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② 【現行どおり】</p> <p>③ 【現行どおり】</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会) 第 23 条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②取締役会招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>④【条文省略】</p>	<p>(任期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②取締役会招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>④【現行どおり】</p>

現行定款	変更案
<p>⑤取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>【新設】</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 【条文省略】</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第26条 <u>当会社に監査役5名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第27条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>⑤取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条 【現行どおり】</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第 28 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度内の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査役会)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役会招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>③監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査役の責任限定)</u></p> <p>第 32 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>【削除】</p>

